

国立科学博物館（東京地区及び筑波地区）における
自動販売機の設置及び管理運営等業務 選定要項

令和3年7月

独立行政法人国立科学博物館

1. 事業内容に関する事項

(1) 趣旨

本要項は、独立行政法人国立科学博物館（以下「国立科学博物館」という。）内における自動販売機の設置及び管理運営等業務事業者を公募により選定するため、必要な事項を定めたものです。本事業の実施に当たっては、特に以下の観点を事業運営の基本コンセプトとして重視します。

<基本コンセプト>

①新たな賑わいの創出

民間等事業者の優れたノウハウや柔軟なアイデアを導入した事業運営を展開することで、館内の賑わいや魅力を創出すること。

②館内景観及び展示内容と調和した空間づくり

展示内容等を考慮しつつ館内景観を損なわない内装とし、利用者が気軽に憩い、快適で安らげる空間を確保すること。

(2) 国立科学博物館概要

国立科学博物館は、明治10年（1877年）に設立された、日本で最も歴史のある博物館の一つであり、自然史及び科学技術史に関する中核的研究機関として、また国内の主導的な博物館として、自然科学と社会教育の振興を通じ、人々が地球や生命、科学技術に関する認識を深め、人類と自然、科学技術の望ましい関係について考察することへの貢献をミッションとしています

具体的には、日本全体を視野に入れて、調査研究（地球と生命と歴史、科学技術の歴史の解明）、標本資料の収集・保管（ナショナルコレクションの体系的な構築及び継承）、展示・学習支援活動（人々の科学リテラシーの向上に資する事業）を一体的に展開しています。

(3) 本件業務の内容等

①対象施設

独立行政法人国立科学博物館

住 所：

上野本館 東京都台東区上野公園7-20

自然教育園 東京都港区白金台5-21-5

筑波地区 茨城県つくば市天久保4-1-1

営業種目：自動販売機

設置場所：別紙1 自動販売機の設置及び管理運営等業務事業者に対する要求事項のとおり

②実施内容

本件業務の詳細な実施内容は「別紙1 自動販売機の設置及び管理運営等業務事業者に対する要求事項」に定めるとおりです。

なお、当館に設置される自動販売機については、ナショナルミュージアムとしてのブランドイメージに大きな影響力を持つ重要な要素であることから、技術力、企画力及び十分な実績等の総合的な観点から企画競争を行い、最適な事業運営を行うことができる事業者を選定することといたします。

また、当該仕様書に定める要求水準は国立科学博物館が求める最低限の要求水準であり、当該仕様を上回る水準が確保できる場合には、そのような提案を制限するものではありません。

さらに、当該仕様書に定める要求水準と同程度の水準を確保できる場合には、コストの削減等効率的な業務実施のため、当該方法と異なる方法を採用することも可能といたします。

③設置条件 別紙1 自動販売機の設置及び管理運営等業務事業者に対する
要求事項のとおり

④提出書類 別紙2 提出書類一覧のとおり

⑤提出期限 令和3年8月2日(月) 17:00(厳守)

⑥問い合わせ先

独立行政法人国立科学博物館 経営管理部財務課(財務企画担当)

電話: 03-5814-9826、9823

FAX: 03-5814-9899

2. 参加者の募集

(1) スケジュール

スケジュールは、以下のとおりである。

① 公示	令和3年7月 2日(金)
② 説明会	令和3年7月12日(月) 14:00~
③ 説明会終了後の質問期限	令和3年7月16日(金) 17:00
④ 参加表明書の提出	令和3年7月26日(月) 17:00
⑤ 提案書等提出期限	令和3年8月 2日(月) 17:00
⑥ 選定結果通知	令和3年8月下旬
⑦ 契約の締結	令和3年8月下旬~9月上旬頃

(2) 実施手続

①提出書類

競争参加者は、参加資格を満たしていることを証明する書類（以下、「参加表明書等」という。）及び評価のための本件業務の具体的な方法、その質の確保の方法等に関する書類（以下、「提案書」という。）を提出することとします。

なお、参加表明書等は、「別紙2 提出書類一覧」に定めるところに従い作成してください。

②提案書の内容

競争参加者が提出する提案書の提案項目等は、「別紙3 提案内容等」に示すとおりとします。

(3) 競争参加者は次の条件を満たしている者としてします。

- ①当館契約事務取扱規則第7条の規定に該当しない者であること。
- ②取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- ③本企画競争の趣旨及び自動販売機にあたっての基本条件を十分に理解し、意欲のある者であること。
- ④自動販売機の設置業務について、国・地方公共団体または独立行政法人、国立大学法人等において3年以上継続して行った実績を有すること。
- ⑤過去3か年以内に食品衛生法に係る処分を受けていないこと。
- ⑥国の競争参加資格（全省庁統一資格）において令和3年度に関東・甲信越地域の「役務の提供等」の「A」、「B」、「C」又は「D」等級に格付けされている者であること。
- ⑦【東京地区のみ】東京都内に本社、支店、営業所のいずれかを有する法人であること。
- ⑧【筑波地区のみ】茨城県内に本社、支店、営業所のいずれかを有する法人であること。

3. 事業者を決定するための評価の基準

(1) 選定委員会の設置

国立科学博物館は、運営事業者の選定を公平かつ公正に行うために、選定委員会を設置し、事業者の選定に至る過程全般について、意見を求めることとします。

(2) 選定委員会の構成

選定委員会は、外部有識者を含めた、直接的な利害関係者を排除した中立的な者で構成するものとします。

(3) 評価の方法

事業者の決定は、企画競争によるものとし、提出された提案書の内容が本件業務

の目的に合致しているか、実行可能であるか、また効果的なものであるかについて、選定委員が審査を行うものとします。

(4) 事業者の決定

事業者の決定方法の詳細については、「別紙3 提案内容等」に定めます。

(5) 事業者の公表

事業者が決定したときは、事業者の氏名若しくは名称、契約金額、契約の概要について、国立科学博物館ホームページにて公表する予定です。